

特定非営利活動法人Onomichi Sports Union定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人Onomichi Sports Unionという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県尾道市向島町551 向島一番街102号室に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、尾道市に住む子どもたちをはじめとする広島県内の人々に対して、スポーツ推進に関する事業を行い、スポーツを通じて心身の健全な育成を図るとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① スポーツ教室、クラブ及び体験活動の企画、運営事業
 - ② 活動に関する広報及び情報提供事業
 - ③ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① スポーツに関わる用品及びグッズ等の販売事業及び代行

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法

をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事長以外の理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理

事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から40日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	道下弘規
理事	上田陸実
同	金川伸一郎
同	村上陽介
同	中森智彦
監事	道下千富
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|-----|-----|------|----------------|
| (1) | 入会金 | 正会員 | 0円 |
| | | 賛助会員 | 0円 |
| (2) | 年会費 | 正会員 | 0円 |
| | | 賛助会員 | 1,000円 (一口当たり) |

役員名簿

特定非営利活動法人Onomichi Sports Union

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	(みちしたひろき) 道下 弘規		無
理事	(うえだむつみ) 上田 睦実		無
理事	(かねがわしんいちろう) 金川 伸一郎		無
理事	(なかもりともひこ) 中森 智彦		無
理事	(むらかみようすけ) 村上 陽介		無
監事	(みちしたちとみ) 道下 千富		無

設 立 趣 旨 書

1 趣旨

現代社会において、子どもたちが健やかに成長するための環境は大きく変化しています。尾道市においても例外ではなく、子どもたちが屋外で体を動かす機会の減少や、それに伴う体力・運動能力の低下が懸念されています。（参考文献：広島県教育委員会「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査及び広島県の調査結果について」）

また、保護者の期待から、幼少期より一つのスポーツに特化させる社会的な傾向も見られます。こうしたスポーツ活動における早期の専門化は、深刻な課題を生んでいます。同じ動作の繰り返しは特定の身体部位に過度な負担をかけ、成長期におけるスポーツ障害のリスクを高めます。それだけでなく、子どもの多様な運動能力の発達を妨げ、他の選択肢を失わせてしまう危険性もはらんでいます。（参考文献：スポーツ庁委託事業・筑波大学「令和6年度地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業 事業成果報告書」）

この課題は小学生年代に留まりません。2025年10月には、尾道市内の中学校長からも「部活動の地域移行を進めたいが、子どもたちの受け皿となるクラブチームが存在しない」という切実な相談が寄せられており、地域全体で早急に解決すべき喫緊の課題となっています。

私たちは、このような課題を解決し、尾道に住むすべての子どもたちが、多様なスポーツに触れる機会を持ち、その楽しさを生涯にわたる財産としてほしいと強く願っています。まずは小学生年代からマルチスポーツに触れる地盤を整えることで、将来的に子どもたちが自分に合ったスポーツを選択できる環境を創出します。その想いを実現するため、誰もが気軽に参加できる安価な参加費を設定し、多種多様なスポーツを体験できる場として「Onomichi Sports Union」を設立いたします。

当法人は、特定の技術向上のみを目的とせず、様々なスポーツ活動を通じて、子どもたちの心身の健全な発達と、豊かな人間形成に寄与することを最大の目的とします。まずは、この活動の第一歩として、私たちの理念に共感してくださるスポンサー企業や地域の方々に対し、クラブチームの活動内容や子どもたちの様子を積極的に情報提供（広報）することからスタートします。

この活動を通じて、子どもたちと地域社会（スポンサーを含む）との間に具体的な繋がりを生み出すことは、子どもたちにとって学校や家庭とは異なる「第三の居場所」としての機能も果たせると信じています。

将来的には、こうした活動の輪が保護者や指導者、さらには地域住民全体へと自然に広がり、世代を超えた交流が生まれることで、地域コミュニティの活性化に貢献していくことを目指します。

私たちは、これまで約2年間、「おのみちスポーツキッズ」という任意団体として活動を実践してまいりました。その中で、地元大手企業や尾道商工会、体育協会副会長といった地域社会の支援者からも具体的な協力を得ながら、この活動を地域に定着させる必要性を確信してまいりました。

この活動をさらに本格化させ、2026年を目途とした中学校からの委託も視野に入れ、継続的に推進していくためには、社会的に認められた公的な組織となることが不可欠です。NPO法人格を取得することにより、活動の透明性と社会的信頼性を高め、法人化を前提として協力の意向を示していただいている企業や行政、関連団体との連携を本格的に開始するための安定した組織基盤を整えます。

以上の理由から、私たちは特定非営利活動法人として「Onomichi Sports Union」を設立し、地域社会に貢献していく所存です。

2 申請に至るまでの経過

- 2025年2月 おのみちスポーツキッズ 発足
- 2025年4月 無料体験会 向島教室開催
- 2025年5月 無料体験会 栗原教室開催
- 2025年7月 キッズテニス教室 開催
- 2025年8月 かけっこ強化教室 開催
- 2025年8月 北海道札幌市 総合型地域スポーツクラブ Safilva 理事長と会談
(運営に関してアドバイスをいただけることとなった)
- 2025年10月 尾道市バレーボール協会 理事長と会談
(協力して事業を進めていくこととなった)
- 2025年10月 尾道市体育協会 副会長と会談
(運営に関してアドバイス・協力をいただけることとなった)
- 2025年10月 尾道市立向島中学校 校長と会談
(部活動の地域移行について協力をいただけることとなった)

2026年〇月〇日

特定非営利活動法人 Onomichi Sports Union

設立代表者 道下 弘規

設立初年度の事業計画書

特定非営利活動法人 Onomichi Sports Union

1 事業実施の方針

(1) 事業基盤の確立と活動の質の向上

「スポーツ教室、クラブ及び体験活動の企画、運営事業」の具体的な活動として「マルチスポーツ教室」を実施する。開催回数は週2回とし、子どもたちが参加しやすい時間帯に設定することで、継続的な参加を促し、スポーツの楽しさを伝えることを第一とする。

(2) コミュニティとの連携強化と支援の輪の拡大

「活動に関する広報及び情報提供事業」の具体的な取り組みとして、子どもたちの健全育成は地域全体の協力があってこそ成し遂げられるとの考えに基づき、地域社会との連携を一層強化します。具体的には、地域の企業や商店に対する支援パートナーや賛助会員の募集活動を始動し、地域との強固なパートナーシップを構築します。また、個人向けの賛助会員制度の推進と合わせ、財政基盤の安定化を図り、より多くの方々に応援していただける体制を整えます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 支出見込額 (単位：千 円)
スポーツ教室、 クラブ及び体験 活動の企画、運 営事業	対象：尾道市内の小学 小学4・5・6年生 内容：様々なスポーツ の基本動作を体験でき る「マルチスポーツ教 室」を開催	火・水・ 17:30～ 19:00	尾道市立 向島中学 校	2名	尾道市内の小 学生、保護 者、一般市民 等 述べ30名	1,160
活動に関する広 報及び情報提供 事業	・公式ウェブサイトや SNSを開設し、活動内容 や理念を発信する。 ・地域の公民館や施設 に掲示するチラシを作 成・配布する。	4ヶ月に 1回		1名	会員、支援企 業、一般市民 等 述べ500名	130

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	事業費の 支出見込額 (単位：千 円)
スポーツに関わ る用品及びグッ ズ等の販売事業 及び代行	ユニフォームの販売	事務所営 業日時に 準ずる	事務所	1名	90

2027年度事業計画書

特定非営利活動法人Onomichi Sports Union

1 事業実施の方針

(1) 事業基盤の確立と活動の質の向上

設立初年度の「週2回開催」を維持しつつ、実施する競技種目を拡充することで、子どもたちがより多様なスポーツ経験を積める環境を整備します。「マルチスポーツ教室」において、従来の種目に加えて新たなスポーツを取り入れ、プログラムの質の向上と参加者の満足度アップを図ります。

(2) コミュニティとの連携強化と支援の輪の拡大

「活動に関する広報及び情報提供事業」の具体的な取り組みとして、前年度に引き続き、地域社会との連携を強化します。具体的には、地域の企業や商店に対する支援パートナーや賛助会員の募集活動を継続・拡大し、安定した財政基盤を確立するとともに、地域イベントへの協力などを通じて、地域に愛されるクラブづくりを目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	事業費の 支出見込額 (単位：千 円)
スポーツ教室、 クラブ及び体験 活動の企画、運 営事業	対象：尾道市内の小学 小学4・5・6年生 内容：様々なスポーツ の基本動作を体験できる「マルチスポーツ教室」を週2回開催。(※取り扱う競技種目を前年度より増やし、多様なプログラムを提供する)	火・水・ 17:30～ 19:00	尾道市立 向島中学 校	2名	尾道市内の小 学生、保護 者、一般市民 等 述べ30名	1,160
活動に関する広 報及び情報提供 事業	・公式ウェブサイトや SNSを開設し、活動内容 や理念を発信する。 ・地域の公民館や施設 に掲示するチラシを作成・配布する。	4ヶ月に 1回		1名		130

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	事業費の 支出見込額 (単位：千 円)
スポーツに関わ る用品及びグ ッズ等の販売 事業及び代行	ユニフォームの販売	事務所営 業日に準 ずる	事務所	1名	30

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から2027年3月31日まで

特定非営利活動法人Onomichi Sports Union
(単位：円)

科目	金額				合計
	特定非営利活動に係る事業		その他の事業		
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	60,000	60,000			60,000
2. 受取寄附金					
受取寄附金	600,000				600,000
施設等受入評価益	0	600,000			
3. 受取助成金等					
受取民間助成金	0	0			
4. 事業収益					
事業収益	1,835,000	1,835,000	90,000	90,000	1,925,000
5. その他収益					
受取利息	0				
雑収益	0	0			
経常収益計		2,495,000		90,000	2,585,000
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	0				
法定福利費	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
人件費計		0		0	0
(2) その他経費					
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
支払利息	0				
支払報酬料 (外部指導者謝礼)	1,056,000	1,056,000			
消耗品費 (ボール、備品、ユニフォーム)	80,000	80,000	90,000	90,000	
保険料 (スポーツ安全保険料)	24,000				
印刷製本費 (チラシ印刷代)	100,000	100,000			
通信運搬費 (ウェブサイト)	30,000	30,000			
その他経費計		1,290,000		90,000	1,380,000
事業費計		1,290,000		90,000	1,380,000
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	0				
給料手当	0				
法定福利費	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
会議費	0				
旅費交通費	0				
減価償却費	0				
支払利息	0				
その他経費計	0	0	0	0	0
管理費計		0		0	0
経常費用計		1,290,000		90,000	1,380,000
当期経常増減額		1,205,000		0	1,205,000
III 経常外収益					
1. 固定資産売却益		0			
		0			
経常外収益計					0
IV 経常外費用					
1. 過年度損益修正損		0			
租税公課 (法人住民税均等割)		70,000			
経常外費用計					70,000
当期正味財産増減額		1,135,000		0	1,135,000
設立時正味財産額					80,000
次期繰越正味財産額					1,215,000

2027年度 活動予算書
2027年4月1日から2028年3月31日まで

特定非営利活動法人Onomichi Sports Union
(単位：円)

科目	金額				
	特定非営利活動に係る事業		その他の事業		合計
I 経常収益					
1. 受取会費					
正会員受取会費	0				
賛助会員受取会費	60,000	60,000			60,000
2. 受取寄附金					
受取寄附金	600,000				
施設等受入評価益	0	600,000			600,000
3. 受取助成金等					
受取民間助成金	0	0			
4. 事業収益					
事業収益	1,805,000	1,805,000	30,000	30,000	1,835,000
5. その他収益					
受取利息	0				
雑収益	0	0			
経常収益計		2,465,000		30,000	2,495,000
II 経常費用					
1. 事業費					
(1) 人件費					
給料手当	0				
法定福利費	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
人件費計	0	0		0	0
(2) その他経費					
会議費	0				
旅費交通費	0				
施設等評価費用	0				
減価償却費	0				
支払利息	0				
支払報酬料(外部指導者謝礼)	1,056,000	1,056,000			
消耗品費(ボール、備品、ユニフォーム)	80,000	80,000	30,000	30,000	
保険料(スポーツ安全保険料)	24,000	24,000			
印刷製本費(チラシ印刷代)	100,000	100,000			
通信運搬費(ウェブサイト)	30,000	30,000			
その他経費計		1,290,000		30,000	1,320,000
事業費計		1,290,000		30,000	1,320,000
2. 管理費					
(1) 人件費					
役員報酬	0				
給料手当	0				
法定福利費	0				
退職給付費用	0				
福利厚生費	0				
人件費計	0	0	0	0	0
(2) その他経費					
会議費	0				
旅費交通費	0				
減価償却費	0				
支払利息	0				
その他経費計	0	0	0	0	0
管理費計		0		0	0
経常費用計		1,290,000		30,000	1,320,000
当期経常増減額		1,175,000		0	1,175,000
III 経常外収益					
1. 固定資産売却益		0			
経常外収益計		0			0
IV 経常外費用					
1. 過年度損益修正損		0			
租税公課(法人住民税均等割)		70,000			
経常外費用計					70,000
当期正味財産増減額		1,105,000		0	1,105,000
前期繰越正味財産額					1,215,000
次期繰越正味財産額					2,320,000